

あんしん だいじょうぶ  
これで安心、大丈夫！

たにん たの  
他人に頼まれてスマートフォン  の  
けいやく けいやく  
契約をしたたら **高額**の請求書  が届いて…





わたし しごと てつだ  
 「私の仕事を手伝ってくれないか？」  
 「おこづかいをあげますよ。  
 やってみませんか？」

それは、スマートフォンの契約書(※)に  
 じぶん なまえ か ひと  
 自分の名前を書き、その人に  
 スマートフォンを渡すことでした。  
 まんえん  
**2万円**をもらえると聞いて、  
 やろうと思いました。

けいやくしょ

けいやくしょ  
 契約書

かんたん  
 簡単そうだな



たが やくそく か しょうい  
 (※)お互いの約束を書いた書類



ま  
**ちょっと待って!**

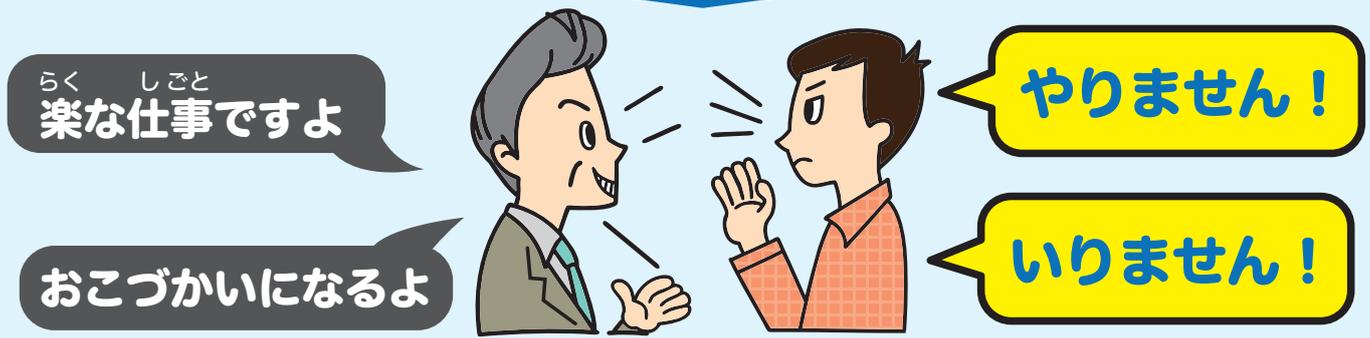
Aさん、あなたは、  
 だまされていますよ!

まんえん  
 50万円?  
 こま  
 困った!

もし、自分の名前でスマートフォンの  
 けいやく じぶん つか あと  
 契約をすると、自分が使わなくても後から  
 ほか だれ つか りょうりょうきん せいぎゅうしょ とど  
 他の誰かが使った利用料金の請求書が届きます。



# こま 困ったことにならないために



☆おこづかいをあげますよと聞いても信じない!

☆声をかけられてもはっきり断る!

これで安心、大丈夫!

あなたならどうやって断りますか? 話す言葉を書いてみましょう!

## こま 困ったときには...

☆家族や支援者、職場の人など信用できる人に相談する

☆その人と一緒に消費生活センターに相談する

かながわ中央消費生活センター

電話番号 ☎045-311-0999

月曜～金曜 9:30～19:00

土曜・日曜・祝休日 9:30～16:30



またはお住まいの地域の消費生活センター(消費生活相談窓口)



お住まいの地域の消費生活センターを調べてみましょう。相談する時は手元に契約書等を用意しましょう。

# か ぞく し えん しゃ し ょ く ば か た 家族や支援者、職場の方へ

## 👉 めい ぎ が き 「名義貸しのトラブル」気づきのポイント

- せいきゅうしょ とくそくじょう とど こうきょうりょうきん ひつよう かね し はら  
請求書や督促状が届いたり、公共料金や必要なお金の支払いが滞ったりした場合は、金銭トラブルに巻き込まれているおそれがあります。
- しゃかいけいけん とぼ しゃかい せってん ちてきしょうがいしゃ ひ がい  
社会経験に乏しく、社会との接点がある知的障害者は被害にあいやすいため、日ごろから生活や行動の変化などにも注意しつつ見守りましょう。

## 👉 たい おう ほう ほう 「対応方法」

- た にん たの けいやく ぜったい つた  
他人に頼まれて契約することは絶対にしないように伝えてください。
- けいたいでんわ めい ぎ が けいたいでんわ ふ せいり ようぼう し ほう はんざいこうい  
携帯電話の名義貸しは、携帯電話不正利用防止法により犯罪行為となることがあります。
- ひ がい かくだい ふせ そうきゅう けいたいでんわ がいしゃ かいやく れんらく  
被害の拡大を防ぐため、早急に携帯電話会社に解約の連絡をするよう勧めましょう。
- へんさいきん こうがく へんさい こんなん ば あい ほう そうだん すす  
返済金が高額で返済が困難な場合は、法テラスへの相談を勧めましょう。

ほう てき そう だん ほう  
法的なトラブルの相談は→法テラス

☎ 0570-078-374  
IP 電話は ☎ 03-6745-5600

しょう ひ しゃ ぜんこくとういつばんごう  
消費者ホットライン (全国統一番号)

きょく ばん 局番なし ☎ 188 (イヤヤ)

ほん かわさき し さくせい しょうがいしゃ しょうひせいかつ みまも  
本リーフレットは川崎市作成「障害者の消費生活 見守りガイドブック」に掲載の事例に基づき、作成し、気づきのポイント、対応方法を引用しています。

しょうがいしゃ しょう ひ せい かつ みまも しょう ひ しゃ き  
「障害者の消費生活 見守りガイドブック」には消費者トラブルの基礎知識や実際のトラブル事例(マルチ商法、オンラインゲーム等)、トラブルの解決方法、見守り方のポイントなどが掲載されています。



神奈川県

消費生活課 〒 221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 ☎ 045-312-1121 (代表) 内線2642

神奈川県消費生活課

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0207/>

平成 29 年 2 月 発行